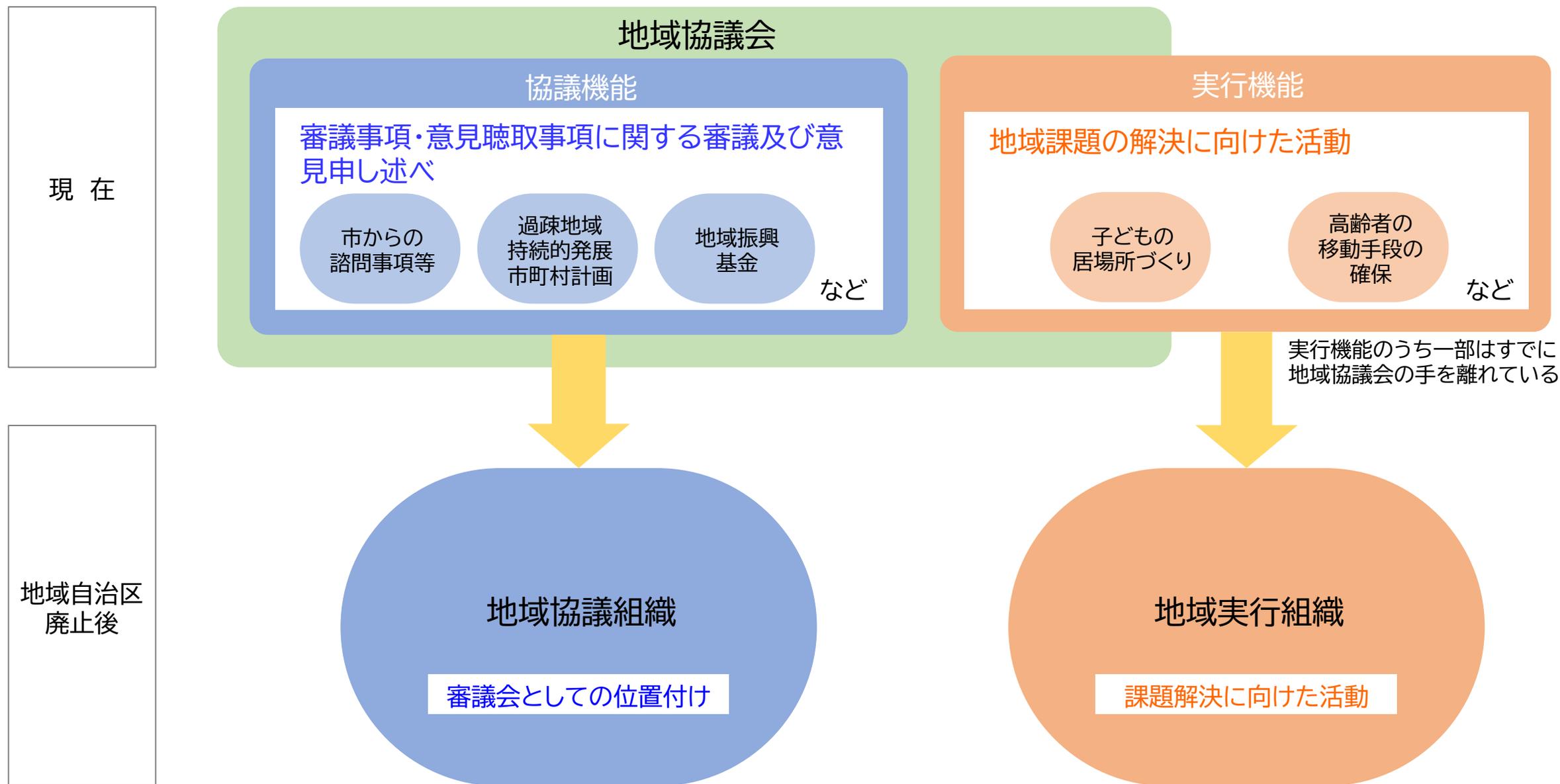
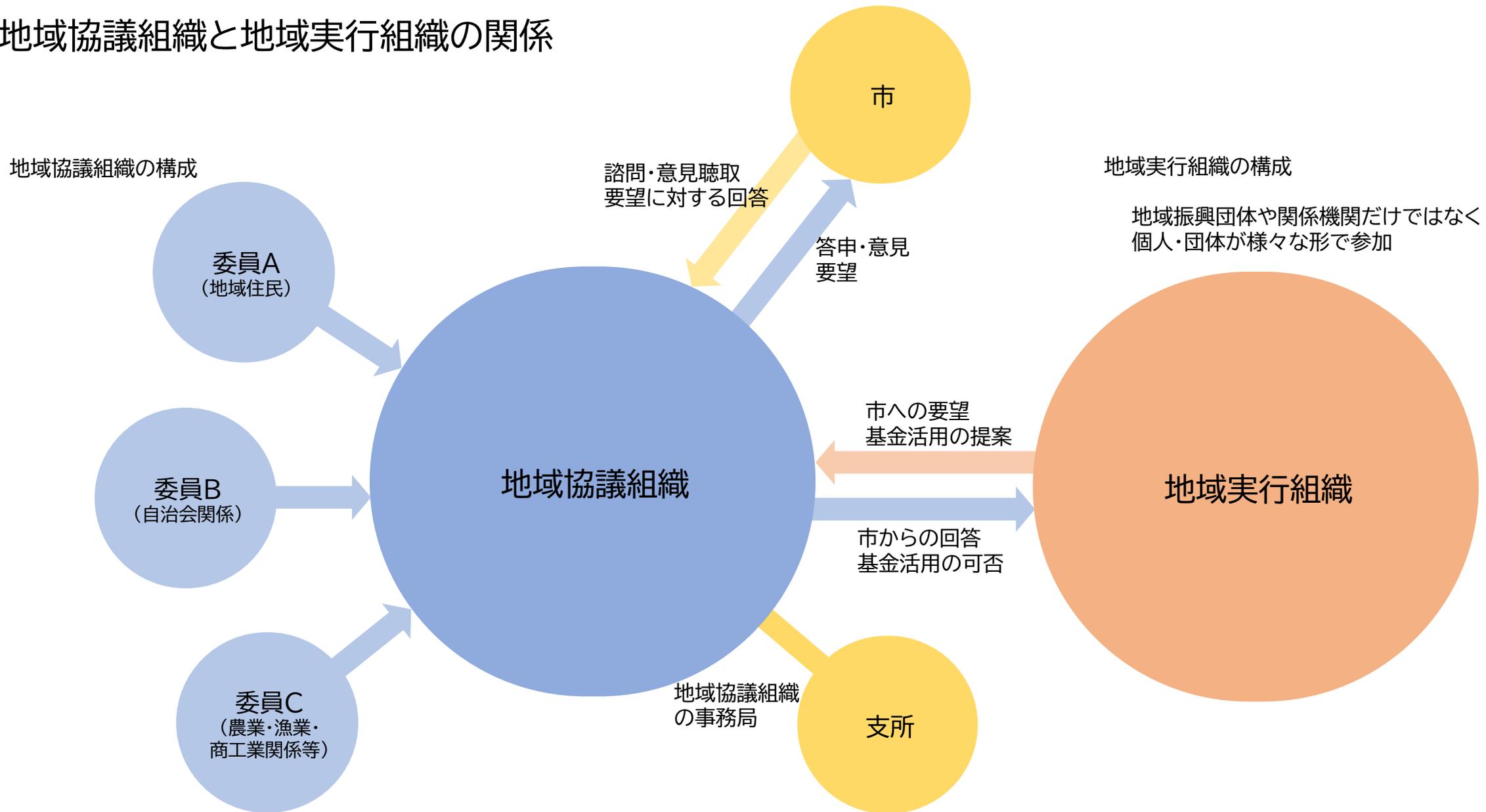


■地域自治区廃止後の地域協議会機能



■地域協議組織と地域実行組織の関係



■地域協議組織の概要（市からの検討依頼事項）

【検討項目】 【検討の際に考慮した事項】

【検討結果】

<p>所掌</p>	<p>現在の地域協議会が持つ機能はそのまま残す</p>	<p>■次に掲げる事項のうち、市長等から諮問または必要とされたものについて審議し、市長等に意見を述べるができる（審議事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 厚田支所が所掌する事務に関する事項 (2) 本庁が処理する厚田地域の事務に関する事項 (3) 厚田地域住民等との連携強化または協働に関する事項 <p>■市長等が次に掲げる事項について決定または変更しようとする場合、市長等に意見を述べるができる（意見聴取事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 過疎地域持続的発展市町村計画に関する事項 (2) 地域振興のための基金の活用に関する事項
<p>組織</p>	<p>構成 審議会としての位置付け 人数 合併後の住民数が減少</p>	<p>■次に掲げる者の中から市長が委嘱（10人以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 厚田地域に居住する者のうちから市長が公募した者（2人以内） ※公募を行う (2) 厚田地域の自治会を代表する者（5人以内） ※厚田区自治連合会（5連）を想定 (3) 厚田地域の農業、漁業、商工業その他の公共的団体関係者（3人以内） ※公共的団体関係者（農協・漁協・商工会・その他）を想定（居住地は問わない）
<p>会議</p>	<p>委員の負担を少なく</p>	<p>■必要の都度、会長が招集</p>
<p>名称</p>	<p>簡単かつ分かりやすく</p>	<p>■「厚田地域協議会」</p>